

令和7年3月11日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

対馬市長 比田勝 尚喜

市町村名 (市町村コード)	対馬市 (42209)
地域名 (地域内農業集落名)	三根地区 (三根集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月28日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

・当地区では、面積の半数超を集積しており、農地バンクを活用した集積も進んでいるが、まだ活用の余地はある。また、中心経営体は、当地区以外でも耕作しているため、作業・機械の効率化が必要である。  
 ・市役所峰庁舎周辺の農地等、利便性の高い農地が広範囲で耕作されていない状態のため、基盤整備等による農地の有効活用が課題である。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

水稻、飼料作物を主要作物とし、省力化を図りながら、現時点での生産量を今後も確保していく。併せて水稻の裏作として、田で栽培できるタマネギ、ブロッコリーの栽培方法の確立や、地域でまとまったの馬鈴薯の栽培を検討していく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	38 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	33 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。  
 保全・管理等が行われる区域については、具体的な取り組みが計画された場合に設定していく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
引き続き、農地バンクを通じて、担い手を中心に集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。
(3)基盤整備事業への取組方針
市役所峰庁舎周辺の農地の基盤整備を要望していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していきたい。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
対馬市農業振興公社等に農作業委託を行い、今後も作業の効率化を図っていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ、シカの防護柵(ワイヤーメッシュ柵)を設置しているが、適正な管理が不十分であるため、地区内を定期的に見回り、被害を減らしていく。
- ⑦市役所峰庁舎周辺の農地の基盤整備(圃場整備)。
- ⑧農業用水、貯水地の整備。